



寄稿 2

法の力、司法の力が 社会経済を変える



弁護士

山崎 和成

1 国家予算のわずか0.4%、これが何の金額か即答できる人は少ないでしょう。答えは、司法予算（裁判所予算）です。立法（国会）・行政（内閣）・司法（裁判所）という国家権力の三権の一つでありながら、司法府はあまりにも小さすぎるとは思いませんか。

私は、映画に出てくるような格好いい弁護士になんとか憧れて司法試験を目指した者ですが、法学部で勉強していた頃は、法律学というのは、ちまちまとした法解釈を理屈っぽくやっているだけで、政治学や経済学のようなダイナミックな面白さがないと感じていました。

でも、郷里の和歌山で20年あまり弁護士を続けてみて、法というのは社会を変える力があるな、国会で新しい法律を立法することは大変だけど、裁判所の判決が社会経済を変える力を持っているなど痛感することがあり、司法に携われる弁護士業が面白くなってきました。今日はそんなお話をしてみたいと思います。

2 事業者の方は、大店法（大規模小売店舗法1974年制定）を記憶されていると思います。この大店法は、2000年に大店立地法（大規模小売店舗立地法）に取って変わりました。法律の名前もよく似ていて「立地」という言葉があるかないかの違いなのですが、実は内容（法の目的）が全く異なります。

大店法は、大規模小売店舗が出店する際の地域の小売り事業者の保護を目的としており、地元商店街などの同意がないと大きなスーパーマーケットなどは出店が難しい状況となっていたのですが、大店立地法は大規模小売店舗が出店する際の周辺住民の生活環境を保護することが目的となりましたので、交通渋滞緩和やゴミ処理など生活環境保持の観点からの規制を受けるだけとなりました。その結果、地方都市の郊外には大きなスーパーマーケットなどが乱立し、古くからの商店街の多くはシャッター街と化していったのだと思います。

もちろん、2000年当時は、規制緩和を求める声（外圧）や消費者を中心とするライフスタイルの変化など社会の要請があり（法律学ではこれを「立法事実」と呼びます。）、選挙で選ばれた国会議員が賛成した結果ですから、私はその是非をここで言うつもりはありません。ただ、大店立地法という大店法とは似て非なる法律が地方都市の町並みを大きく変えたのは間違いないと思っています。

3 国会で法律を変えるのは実は大変なことです。余談になりますが、私は暴力団等の反社会的勢力の対策を行う活動を行っており、日弁連の委員会で「競売手続からの暴力団排除」をテーマに民事執行法の改正に少しだけ携わったことがあります。委員会の中心メンバーは、法務省、最高裁判所、与党の政治家など関係各所に何度も足を運び、法改正のプロジェクトチームに参加して議論を重ね、足かけ7年以上の月日を経て、令和2年4月1日から改正民事執行法が施行されることとなりました。

このように国会での法律改正は難しいのですが、国会で制定する法律だけが法ではありません。法律の下には、実際にその法律を行政機関が執行するために命令、政令、規則、技術基準などを定めた行政通知などがあります。以前に和歌山塾という勉強会で講師を務めた知事が、地方の行政職員は中央官庁が定めた法令以下の基準や通知を改正させるよう努力することが大切であると仰っていたことが印象に残っています。社会のルールが変われば、社会は変わるのですから、行政サイドからのルールの変更はそのようなアプローチが重要なのだと思います。

4 では司法（裁判）は、どのように社会を変えるのでしょうか。それは判例です。特に最高裁判所は、最終的な法令（憲法を含む）の解釈権限を持っていますので、最高裁の判例は法律と同じと言って良いと思います。

最近は大火になってきましたが、テレビなどで「過払金を取り戻しましょう」というコマーシャルを見かけると思います。過払金に関する法律がある訳ではありません。これは平成18年の最高裁が、私法である利息制限法（100万円までは年利18%）と行政取締法規である当時の出資法の上限金利（年利29.2%）との間に存在していたグレーゾーン金利（当時の貸金業法が認めており、年利24～28%の業者が多かった）について、有効な利息の弁済と認める余地を法解釈で否定したために生じた現象です。つまり、利息制限法を超えて払った利息が元本に充当される結果、借り手が知らないうちに元金が完済となっているのに、貸金業者が約定返済を受け続けた金額は、貸金業者の不当利得として返還すべきと裁判所が判断するようになったのです。

平成18年以降も相次いで出された過払金返還に関する最高裁判例は、判例法理となり、国会による貸金業法及び出資法の改正をもたらしました。またバブル経済崩壊後の不況の中で興隆を極めていた武富士をはじめとする消費者金融の多くがその後の過払金返還請求の大波にのまれて倒産するという社会現象を引き起こしました。その大きな波を引き起こした力は、間違いなく最高裁の判決であり、その判例法理をビジネスチャンスと捉えた弁護士や司法書士の仕業だったのです。

私は、法律専門家のビジネスを否定しませんが、過払金に群がった人たちよりも、最初の最高裁判決を勝ち取った弁護士達に敬意を表したいと思います。私も一度だけ最高裁の小法廷に座った経験があるのですが、最高裁の法廷は天井が高く、法廷のしつらえも荘厳であり、ヨーロッパの音楽ホールの雰囲気です。そのような中で、自ら正義と信じることを声を張り上げて弁論するのは、弁護士冥利に尽きると思います。

5 法や司法の力を一応テーマとはしましたが、取り留めのない話に最後までお付き合いをいただき、ありがとうございました。

この原稿を自宅で書いている令和2年4月中旬、世界で新型コロナウイルスが猛威を振るっています。一日も早い終息を願うばかりですが、これまで人間社会はウィルスに打ち勝ってきたのだから、必ず克服できると思います。新型ウィルス克服後の社会や経済がどのように変わるのか、今は興味を持って見守ることにしたいと思います。